

青森市個人情報の保護に関する法律施行条例逐条解説

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

【解説】

本条は、この条例の趣旨について定めるものである。

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の改正（令和 3 年 5 月 19 日公布）により、令和 5 年 4 月 1 日から地方公共団体等は、法が規定する全国的な共通ルールに基づき個人情報を取り扱うこととなり、法の施行に必要な事項を条例で定めることとされたことから、この条例において、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者並びに財産区並びに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

【解説】

本条は、この条例における用語の定義を定めるものである。

第 1 項においては、実施機関について、法の適用対象機関と同様に、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者並びに財産区並びに市が設立した地方独立行政法人と定義している。

第 2 項においては、この条例で使用する用語は、法で定義した用語の例による旨定めている。

(開示決定等の期限)

第 3 条 開示決定等は、開示請求があった日から 15 日以内にしなければならない。ただし、法第 77 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【解説】

本条は、開示決定等の期限及び期限内に開示決定等できない場合の期限の特例について定めるものである。

第 1 項においては、法第 83 条第 1 項において、開示決定等は、開示請求があった日から 30 日以内にしなければならないと規定されているが、開示決定等の期限を 15 日以内とする

ものである（現行条例と同様）。

第2項においては、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に定める期間について、30日以内を限度に延長することができることとするものである（現行条例と同様）。

（開示決定等の期限の特例）

第4条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

【解説】

本条は、著しく大量な請求の場合における開示決定等の期限を定めるものである。

開示請求があった日から45日以内に開示請求に係る保有個人情報の全てについて開示決定等を行うと、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあると判断される場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき開示決定等をし、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとするものである（現行条例と同様）。

（開示請求に係る手数料）

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

【解説】

本条は、保有個人情報の開示請求を受ける場合の手数料の額について無料とすることを定めるものである（現行条例と同様）。

（費用負担）

第6条 法第87条第1項の規定により文書又は図画の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用の額として実施機関が定める額を負担しなければならない。

2 法第87条第1項の規定により電磁的記録の開示を受ける者は、開示の方法ごとに当該開示の実施に要する費用の額として実施機関が定める額を負担しなければならない。

【解説】

本条は、保有個人情報の開示を受ける場合の費用負担について定めるものである。

第1項においては、保有個人情報の開示請求により文書等の写しの交付を受ける者は、交付に要する費用を負担することとしているものである（現行条例と同様）。

第2項においては、保有個人情報の開示請求により電磁的記録の開示を受ける者は、開示の実施に要する費用を負担することとしているものである（現行条例と同様）。

(運用状況の公表)

第7条 市長は、毎年度、実施機関における法の運用状況を公表しなければならない。

【解説】

本条は、毎年度、法の運用状況を公表することを定めるものである（現行条例と同様）。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条は、法の施行に関し必要な事項について、規則で定めるものである。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【解説】

本条は、この条例の施行期日について、令和5年4月1日とすることを定めるものである。

(青森市個人情報保護条例の廃止)

第2条 青森市個人情報保護条例（平成17年青森市条例第27号）は、廃止する。

(青森市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の青森市個人情報保護条例（以下この条及び附則第5条において「旧条例」という。）第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下この条において「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下この条において「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を行わせることを含む。）を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第12条第1項若しくは第2項、第24条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

- 3 市長は、旧条例第38条の規定の例により、令和5年度、旧条例の運用状況を公表しなければならない。
- 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する個人情報ファイルであって同号イに係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 第1項第2号に掲げる者
- 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 6 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 7 この条例の施行前にした行為及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【解説】

附則第2条及び第3条は、法の適用に伴い、現行の青森市個人情報保護条例を廃止するとともに、廃止に伴う経過措置を定めるものである。

（青森市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第4条 青森市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年青森市条例第24号）の一部を次のように改正する。

（青森市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 前条の規定による改正後の青森市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定は、法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問があった場合について適用し、旧条例第35条第1項（附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による諮問があった場合については、なお従前の例による。

【解説】

附則第4条及び第5条は、青森市情報公開・個人情報保護審査会を法に基づいた開示決定等に係る審査請求を調査審議させるための機関として位置付ける等のため青森市情報公開・個人情報保護審査会条例を改正するとともに、改正に伴う経過措置を定めるものである。

(新旧対照表)

改正後	改正前
<p data-bbox="293 322 416 353"><u>(設置等)</u></p> <p data-bbox="252 376 778 1010">第二条 青森市情報公開条例（平成十七年青森市条例第二十六号。以下「情報公開条例」という。） に規定する審査請求に関する事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項を調査審議するため、青森市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p data-bbox="252 1025 778 1290"><u>2 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）</u> <u>第百五条第三項において読み替えて準用する同条第一項に規定する審査請求に関する事項を調査審議する同項の機関は、審査会とする。</u></p> <p data-bbox="293 1357 427 1388">(所掌事務)</p> <p data-bbox="252 1411 778 1487">第三条 審査会は、次に掲げる事項について所掌する。</p> <p data-bbox="277 1509 778 1774">一 情報公開条例第十七条第一項又は<u>個人情報保護法第百五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定</u>による諮問に応じ、審査請求について調査審議し、その結果を答申すること。</p> <p data-bbox="277 1796 395 1827">二 (略)</p> <p data-bbox="293 1895 539 1926">(審査会の調査権限)</p> <p data-bbox="252 1944 778 2107">第七条 審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第十七条第一項又は<u>個人情報保護法第百五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定に</u></p>	<p data-bbox="863 322 986 353"><u>(設置)</u></p> <p data-bbox="821 376 1348 1010">第二条 青森市情報公開条例（平成十七年青森市条例第二十六号。以下「情報公開条例」という。）<u>又は青森市個人情報保護条例（平成十七年青森市条例第二十七号。以下「個人情報保護条例」という。）</u>に規定する審査請求に関する事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項を調査審議するため、青森市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p data-bbox="831 1025 954 1057"><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="863 1357 997 1388">(所掌事務)</p> <p data-bbox="821 1411 1348 1487">第三条 審査会は、次に掲げる事項について所掌する。</p> <p data-bbox="847 1509 1348 1774">一 情報公開条例第十七条第一項又は<u>個人情報保護条例第三十五条第一項</u> <u>の</u>規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議し、その結果を答申すること。</p> <p data-bbox="847 1796 965 1827">二 (略)</p> <p data-bbox="863 1895 1109 1926">(審査会の調査権限)</p> <p data-bbox="821 1944 1348 2107">第七条 審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第十七条第一項又は<u>個人情報保護条例第三十五条第一項</u> <u>の</u>規定に</p>

改正後	改正前
<p>があるときは、この限りでない。 2～4 (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第十三条 個人情報保護法第百五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による諮問に応じて行う調査審議については、第七条第四項、第八条、第十条第二項及び第十二条の規定は、適用しない。</p> <p>(委任)</p> <p>第十四条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。</p> <p>第十五条 (略)</p>	<p>由があるときは、この限りでない。 2～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(委任)</p> <p>第十三条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で 定める。</p> <p>第十四条 (略)</p>

(青森市情報公開条例の一部改正)

第6条 青森市情報公開条例(平成17年青森市条例第26号)の一部を次のように改正する。

【解説】

本条は、青森市情報公開条例で規定する個人に関する情報の定義について整理するため、同条例を改正するものである。

(新旧対照表)

改正後	改正前
<p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第七条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>三～六 (略)</p>	<p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第七条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等 _____ _____ _____ _____により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>三～六 (略)</p>

(青森市まちづくり基本条例の一部改正)

第8条 青森市まちづくり基本条例(平成28年青森市条例第3号)の一部を次のように改正する。

【解説】

本条は、青森市まちづくり基本条例における引用法令を整理するため、同条例を改正するものである。

(新旧対照表)

改正後	改正前
<p>(個人情報の管理)</p> <p>第十条 議会及び市長等は、まちづくりに当たっては、<u>個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)</u>を遵守し、個人情報を適正に管理し、及び保護するものとする。</p> <p>2 市民は、まちづくりに当たっては、個人情報を適正に管理し、及び個人の権利利益の保護に努めるものとする。</p>	<p>(個人情報の管理)</p> <p>第十条 議会及び市長等は、まちづくりに当たっては、<u>青森市個人情報保護条例(平成十七年青森市条例第二十七号)</u>を遵守し、個人情報を適正に管理し、及び保護するものとする。</p> <p>2 市民は、まちづくりに当たっては、個人情報を適正に管理し、及び個人の権利利益の保護に努めるものとする。</p>